

富士地域産業保健センター (地域窓口)

小規模事業場で働く労働者の
健康づくりをサポートします。

自覚症状がない
からと異常所見を
そのままにして
いませんか？

心の健康に
不安を感じて
いませんか？

労働者が
50人未満の
事業場が対象！

富士地域産業保健センター(地域窓口)

〒417-0061 富士市伝法 2850 (富士市医師会内)

TEL・FAX 0545-57-5211

Eメール: sanpo@fuji.shizuoka.med.or.jp

相談は
無料!!

守秘義務は厳守します

● 地域産業保健センターとは ●

労働者の健康管理は、近年過重労働やメンタルヘルス対策が大きな課題になっています。

地域の小規模事業場（従業員数50人未満）の事業主や労働者に対して、健康診断の事後相談、保健指導などさまざまな相談に対応しています。

さらに、事業主からの相談内容や要望に応じて、直接事業場を訪問し、メンタルヘルス対策や労働衛生管理についての助言指導も行います。

★ 内 容 ★

1 労働者の健康管理についての相談

① 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

定期健康診断の結果、血中脂質・血圧・血糖値・尿中の糖及び心電図に異常所見があった労働者に対して、医師や保健師による日常生活についての指導が受けられます。

② メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

こころの健康に不安を感じている労働者や、その事業者に対して医師または保健師の相談が受けられます。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

事業主は異常所見のあった労働者に対して、健康保持に必要な措置についての意見を医師に聞くことができます。

（労働安全衛生法第66条の4に基づく）

3 長時間労働者に対する面接指導

時間外や休日の労働時間が1ヵ月当たり100時間を超える等、疲労の蓄積が認められる労働者に対して医師による面接指導が受けられます。

4 ストレスチェックの高ストレス者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要とストレスチェックの実施者が判定した者を対象に、医師による面接指導が受けられます。

★実施場所★

1 相談窓口

- 富士市医師会館 (富士市伝法 2850)
毎月第1・3木曜日 13:30～14:30
- 富士宮市医師会館 (富士宮市矢立町 693)
4月・7月・10月・1月の第4木曜日 13:30～14:30
- 富士市浮島工業団地協同組合 (富士市中里 2626-22)
奇数月第2木曜日 13:30～14:30

2 サテライト窓口

富士市・富士宮市内の協力産業医の医療機関において開設しますので、職場や自宅近隣の医療機関で相談することができます。
(詳しくはお問い合わせください。)

3 事業場訪問による相談窓口

産業医等が事業場を訪問し、健康相談や指導を実施します。

〈ご利用方法〉

各サービスのご利用には事前に「利用申込書」による申し込みが必要です。
まずはお電話・FAX・Eメール等でお問い合わせください。

尚、50人以上の事業場への産業医の紹介も行っておりますのでお気軽にご相談ください。

富士地域産業保健センター
(地域窓口)

TEL・FAX
0545-57-5211
Eメール: sanpo@fuji.shizuoka.med.or.jp



健康相談・面接指導 利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
	企業の情報*	企業名 () 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医 (有 ・ 無)
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談 (その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他 () (対象者 名)	
事業場訪問	1 希望する(産業医・保健師・労働衛生工学専門員) 2 希望しない	
厚労省ガイドラインによる 治療と仕事の両立支援訪問	事業場への訪問支援 1. 希望する 2. 希望しない	
その他連絡事項等		

※ 申込事業場が企業の支店・営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
 ※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
 ※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
 ※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
 ※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2 (例) を使用すること。
 ※ 労働衛生工学専門員とは、作業場の環境改善に対しアドバイスをする専門職です。また、保健師は健康相談・健康診断後の事後指導・社内勉強会等を行う専門職です。併せてぜひご利用ください。
 ※ 治療と仕事の両立支援とは、治療を続けながら就業することをサポートする働き方改革の一つです。

* 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 上記に相違ありません。

チェック欄
はい いいえ

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>